

令和 6 年度

佐世保市包括外部監査結果報告書
(概要版)

令和 6 年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 馬 場 章 廣

目 次

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 章	包括外部監査の概要	2
第 2 章	事件を選定した理由	2
第 3 章	包括外部監査の手法	3
第 4 章	包括外部監査の期間	4
第 5 章	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	5
第 6 章	利害関係	5
第 7 章	報告書の構成	5

第 2 部 佐世保市の財政及び人口の推移

第 1 章	佐世保市の財政の推移	8
	第 1 普通会計	8
	第 2 一般会計	8
	第 3 財政に関する見通し	8
第 2 章	人口の推移	9
	第 1 佐世保市の人口の推移	9

第 3 部 佐世保市における防災・減災の施策

第 1 章	監査の観点・方法	1 1
第 2 章	我が国における防災・減災の経緯・内容等	1 1

第 1	我が国の災害の歴史	1 1
第 2	我が国における防災対策の歴史	1 1
第 3 章	佐世保市の防災・減災の現状と課題	1 2
第 1	佐世保市の自然条件	1 2
1	地勢	1 2
2	気象	1 2
3	災害に関する気象	1 2
第 2	社会条件	1 2
第 3	原子力発電	1 2
第 4 章	佐世保市における防災・減災に関する施策の概要と担当部局	1 3
第 1	計画の概要	1 3
第 2	佐世保市における担当部局と財務内容	1 4
1	防災危機管理局の職務分掌と財務内容	1 4
(1)	防災危機管理局について	1 4
(2)	組織構成・事務分掌	1 4
(3)	財政状況	1 4
(4)	佐世保市と自治体・民間団体との協定	1 4
2	佐世保市消防局の職務分掌と財務内容	1 4
(1)	佐世保市消防局について	1 4
(2)	組織構成	1 4
(3)	財政状況	1 5
第 5 章	佐世保市における具体的な取り組み	1 6
第 1	災害予防計画	1 6
1	水害予防計画	1 6
(1)	河川等の予防対策計画	1 6

(2) 耕地等の予防対策計画	1 6
2 地震災害予防に関する計画	1 7
(1) 地震被害の想定と課題	1 7
(2) 都市の防災化	1 7
(3) 公共施設等の安全対策	1 7
3 その他の災害予防に関する計画	1 8
(1) 風害予防に関する計画	1 8
(2) 雪害予防に関する計画	1 8
(3) 高潮災害予防に関する計画	1 8
(4) 土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画	1 8
(5) 森林火災予防に関する計画	1 9
(6) 火災予防に関する計画	1 9
4 資材器材等の整備に関する計画	1 9
5 気象伝達に関する計画	1 9
6 訓練に関する計画	2 0
7 自主防災組織の育成に関する計画	2 0
8 防災知識の普及に関する計画	2 1
9 避難行動要支援者に関する計画	2 2
1 0 要配慮者に対する計画	2 2
1 1 ボランティアに関する計画	2 3
1 2 情報収集伝達に関する計画	2 3
第6章 原子力施設の原子力災害対策	2 5
第1 災害予防対策	2 5
1 原子力事業者の防災業務計画の作成等	2 5
2 情報の収集及び連絡体制等の整備	2 5
3 災害応急体制の整備	2 5

4	避難受入れ活動体制の整備	2 5
5	緊急輸送活動体制等の整備	2 6
6	避難退域時検査の実施体制の整備	2 6
7	救助・救急・医療及び防護資機材の整備等	2 6
8	住民等への的確な情報伝達体制の整備	2 6
9	行政機関、学校等の避難計画等	2 6
1 0	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	2 7
1 1	防災業務関係者の研修	2 7
1 2	防災訓練等の実施	2 7
1 3	災害復旧への備え	2 7

第4部 総括

第1章	全体的な評価・意見	2 9
第2章	意見及び評価等	3 0

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、原則として、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。ただし、項・号について、適宜「第」の記載していることがある。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。また、包括外部監査人については、適宜「監査人」と略称することがある。

※年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」又は「令和1年度」と記載する。

第 1 部

包括外部監査の概要

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

1 外部監査のテーマ

防災・減災に関する財務・事務執行

2 外部監査の対象期間

原則として2023（令和5）年度。ただし必要に応じて他年度。

第2章 事件を選定した理由

我が国ではその地理的条件や気象的条件等から、豪雨や豪雪、地震や台風などの自然災害による甚大な被害が繰り返し発生してきた。近年では2011（平成23）年の東日本大震災、2016（平成28）年の熊本地震、2024（令和6）年の能登半島地震の発生のほか、2018（平成30）年7月の西日本豪雨、2019（令和元）年8月に九州北部豪雨、2020（令和2）年7月に熊本豪雨等、毎年豪雨災害が記録されているように、多様な自然災害が日本各地で発生し、以前よりも深刻な損害を被る機会も多い。佐世保市は1967（昭和42）年7月の大水害以降は、災害救助法の適用を受ける規模の災害は発生していないものの、度々大雨や台風に見舞われており、今後も大きな被害が出る可能性は否定できない。

このような状況を受け、佐世保市においては、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進するための「佐世保市地域防災計画」、災害対策を総合的かつ計画的に推進するための「佐世保市防災減災事業計画」「佐世保市防災減災事

業計画実施計画」を策定するなど、防災や減災に関する様々な取り組みを進めてきている。その取り組みを今後も十分に進めていくためには、防災や減災に関する財務・事務執行を適切に管理することが非常に重要となる。

また、これまで佐世保市の包括外部監査において同内容の監査が実施されていないことから、防災や減災に関する事業について、財務・事務執行が効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であり、どのような事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定した。なお、防災や減災に関する事業は多岐にわたることから、本監査においては予防の点に絞って監査を実施した。

第3章 包括外部監査の手法

第1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として防災・減災に関する施策を統括している防災危機管理局を主要な監査対象とし、関連する全部局の取組についても監査対象とした。

第2 外部監査の観点

防災・減災に関する事業の財務・事務執行の現状監査につき、その施策や事務執行並びにその結果については、法令による是非を問われるべきものである。それゆえ、これらについては、適法性、有効性及び効率性に重点を置いて検証した。また、その財務については、税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性及び効率性に加え、経済性も併せてその適否につき留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

- 適法性 法令等の根拠に照らし、防災・減災に関する事業の事務執行が適切に執行されているか。
- 有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。
- 経済性 より少ない費用で実施できないか。
- 効率性 佐世保市における防災・減災に関する支出につき、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

第3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

- 1 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証
- 2 関係部署に対するヒアリング・書面照会

関係部署に対し、必要に応じて、ヒアリングを実施した。また、適宜、関係部署、特に、佐世保市防災危機管理局への書面照会を用いて事実確認を行った。

- 3 関係書類の閲覧

関係部署へ必要書類の閲覧を求め、閲覧した。原本確認が必要なものは原本を確認した。

第4章 包括外部監査の期間

2024（令和6）年4月1日～2025（令和7）年3月31日

第5章 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士4名体制である。

包括外部監査人	弁護士	馬場	章廣
包括外部監査人補助者	弁護士	松田	貴史
同上	弁護士	堤智	代美
同上	弁護士	今井	寧子

第6章 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7章 報告書の構成

第1 全体の構成

- 第1部 包括外部監査の概要
- 第2部 佐世保市の財政及び人口の推移
- 第3部 佐世保市における防災・減災の施策
- 第4部 総括

第2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部において、基本的に、以下の構成で記

載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

1 監査の観点・監査の方法

当該項目において意識した監査の観点と監査の方法を記載した。

2 組織概要等

佐世保市の防災・減災に関する施策を担当する防災危機管理局について、適宜組織概要等を記載した。

3 法令、内規等（規範）

佐世保市における防災・減災については、災害対策基本法など国の法令が定められているが、地域毎の需要への対応のため、佐世保市防災会議条例等の各条例及び内規が具体的な手続を定めている。関係法令や内規等についても内容を精査した。

4 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

監査にて把握した実際の予算執行状況につき、必要に応じて選別の上で、運用状況及び手続内容について摘示した。

5 意見等

監査項目についての判断となる指摘及び意見、評価については、上記の規範及び運用状況等事実について、適宜個別に付するとともに、各章の総論的なものについては最後に記載した。それぞれの意義は次のとおりである。

（１） 規範に反しているもの、数値目標等が設定されているものの目標に達していないものは「指摘」とする。

（２） 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

（３） 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第 2 部

佐世保市の財政及び人口の推移

第1章 佐世保市の財政の推移

第1 普通会計

佐世保市における普通会計の状況について確認した。

第2 一般会計

佐世保市における一般会計の状況について確認した。

第3 財政に関する見通し

佐世保市における財政に関する見通しを佐世保市中期財政計画をもとに確認した。

第 2 章 人口の推移

第 1 佐世保市の人口の推移

佐世保市の人口の推移を確認した。

第 3 部

佐世保市における防災・減災の施策

第1章 監査の観点・方法

佐世保市における防災危機管理局などの組織運営・事務分掌、「佐世保市地域防災計画」の内容並びに予算等について佐世保市に資料提出を求め、これらの現状を確認した。これらの点について、適宜意見を述べる。

第2章 我が国における防災・減災の経緯・内容等

第1 我が国の災害の歴史

我が国の災害の歴史について概観した。

第2 我が国における防災対策の歴史

我が国の防災対策の歴史について概観した。

第3章 佐世保市の防災・減災の現状と課題

第1 佐世保市の自然条件

1 地勢

佐世保市の自然条件として、地勢について確認した。

2 気象

佐世保市の自然条件として、気象について確認した。

3 災害に関する気象

佐世保市の自然条件として、災害に関する気象について確認した。

第2 社会条件

佐世保市の社会条件について確認した。

第3 原子力発電

佐世保市の近隣にある原子力発電について確認した。

第4章 佐世保市における防災・減災に関する施策の概要と担当部局

第1 計画の概要

佐世保市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、下記の事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、佐世保市防災体制の確立を図り、佐世保市民福祉の増進と佐世保市勢の発展を期することを目的とする「佐世保市地域防災計画」を策定している。本監査報告書では、この「佐世保市地域防災計画」の詳細を精査・検討している。

- 1 佐世保市の地域にかかる防災に関し、佐世保市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 災害に関する各種の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

第2 佐世保市における担当部局と財務内容

防災・減災に関する施策は多岐にわたり、佐世保市の多くの部署が何らかの施策に関わっているところ、本報告書では、防災・減災に関する施策に関係が深い防災危機管理局及び佐世保市消防局についてのみ述べる。

1 防災危機管理局の職務分掌と財務内容

(1) 防災危機管理局について

防災危機管理局は、防災・減災に関する施策全般を担当する。

(2) 組織構成・事務分掌

防災危機管理局の組織構成や事務分掌を確認した。

(3) 財政状況

2023年（令和5）年度の歳入・歳出について確認した。

(4) 佐世保市と自治体・民間団体との協定【意見あり】

佐世保市が締結している自治体・民間団体との協定内容について確認した。佐世保市は多岐にわたり協定を締結し、災害備えているが、被災時の支援をより充実させる点が課題である。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

2 佐世保市消防局の職務分掌と財務内容

(1) 佐世保市消防局について

佐世保市消防局は、火災の予防、警戒及び鎮圧をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を担当するが、防災・減災に関する施策においても役割を担っている。

(2) 組織構成・事務分掌

佐世保市消防局の組織構成を確認した。

(3) 財政状況

2023年（令和5）年度の歳入・歳出について確認した。

第5章 佐世保市における具体的な取り組み

第1 災害予防計画

1 水害予防計画

(1) 河川等の予防対策計画【指摘・意見・評価あり】

佐世保市は河川等の水害予防として治水整備、河川環境の整備、重要水防箇所の整備、海岸保全施設整備等を行っていることから、その内容を確認した。

佐世保市における具体的な取り組みとして、例えば、佐世保市が管理する河川（準用河川及び普通河川）において、未整備護岸の整備及び護岸の嵩上げ、補修、河川内の浚渫や樹木の伐採等の維持管理等を行っており、2023（令和5）年度においては、未整備護岸の整備について、14箇所、嵩上げや護岸の補修などについて、82箇所を実施している。概ね適切に対応している一方で、広報や情報収集、文書管理のあり方について課題が見受けられた。

なお、指摘・意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(2) 耕地等の予防対策計画【意見あり】

佐世保市は耕地等の予防対策として老朽化溜池の補強等を行っていることから、その内容を確認した。

佐世保市における具体的な取り組みとしては、例えば、防災重点農業用溜池の劣化状況評価（堤体、洪水吐、斜樋低樋等の健全度判定）などを行っている。防災重点農業用ため池94箇所のうち、2022（令和4）年度に30箇所の点検を行い、2023（令和5）年度には、20

2 2（令和４）年度とは異なるため池を対象に劣化状況評価を行っている。概ね適切に対応している一方で、ため池ハザードマップの作成手法のあり方について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

2 地震災害予防に関する計画

（１）地震被害の想定と課題

「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」（２００６（平成１８）年３月）を参考に、地震被害の想定と課題について確認した。

（２）都市の防災化【意見・評価あり】

佐世保市は、都市の防災化のために「佐世保市安全・安心住まいづくり支援事業」等を行っていることから、内容について確認した。

佐世保市における具体的な取り組みとしては、例えば、耐震診断を実施し、耐震改修計画作成及び耐震改修工事の費用の一部を補助するなどしている。概ね適切に対応している一方で、空き家対策やブロック塀の対応のあり方について課題が見受けられた。

なお、意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

（３）公共施設等の安全対策【意見あり】

佐世保市が行っている公共施設等の安全対策について内容を確認した。佐世保市における具体的な取り組みとしては、例えば、水道管路の更新などしている。概ね適切に対応している一方で、水道管路の老朽化や市営住宅に関する広報について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

3 その他の災害予防に関する計画

(1) 風害予防に関する計画【意見あり】

佐世保市は風害から防護するために工事等の対策をしていることから、内容を確認した。佐世保市における具体的な取り組みとしては、例えば、県北振興局及び農協と協議しつつ、農作物の防災対策などを行っている。概ね適切に対応している一方で、佐世保市地域防災計画の内容や佐世保市による関係機関からの情報取得のあり方について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(2) 雪害予防に関する計画【評価あり】

佐世保市は雪害を予防するために融雪剤の配布等の対策をしていることから、内容を確認した。概ね適切に対応している。

なお、評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(3) 高潮災害予防に関する計画【指摘あり】

佐世保市は高潮災害を予防するために漁港海岸保全施設整備等の対策をしていることから、内容を確認した。概ね適切に対応している一方で、佐世保市地域防災計画の内容について課題が見受けられた。

なお、指摘については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(4) 土砂災害危険箇所等災害予防に関する計画【指摘・意見あり】

佐世保市は、長崎県が主体となる部分が多いものの、土砂災害を予防するために崩壊防止工事の促進やハザードマップの作成等の対策をしていることから、内容を確認した。概ね適切に対応している一方で、

佐世保市による関係機関からの情報取得のあり方、土砂災害ハザードマップ作成手法のあり方や市民に対する情報提供のあり方について課題が見受けられた。

なお、指摘・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

(5) 森林火災予防に関する計画

佐世保市は森林火災を予防するために防火線の整備等の対策をしていることから、内容を確認した。概ね適切に対応している。

(6) 火災予防に関する計画【意見・評価あり】

佐世保市は火災を予防するために予防査察等の対策をしていることから、内容を確認した。佐世保市における具体的な取り組みとしては、例えば、社会福祉施設に対する研修などを行っている。概ね適切に対応している一方で、火災警報器に向けた戸別訪問、社会福祉施設向けの研修、連絡協議会への調査について課題が見受けられた。

なお、意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

4 資材器材等の整備に関する計画

佐世保市では、災害応急対策に必要な資材、器材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように点検整備及び数量を確保するものとしていることから、内容を確認した。概ね適切に対応している。

5 気象伝達に関する計画

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警報レベル、特別警報・警報・注意報の内容について確認した。

(2) 2023（令和5）年度の特別警報・警報等発表履歴【意見あり】

佐世保市における特別警報・警報発表履歴について確認した。概ね適切に対応している一方で、ポータルサイトの周知活動について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

6 訓練に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

防災の訓練に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 水防訓練

佐世保市が行っている水防訓練について確認した。

(3) 消防訓練計画

佐世保市が行っている消防訓練について確認した。

(4) 非常無線通信訓練

佐世保市が行っている非常無線通信訓練について確認した。

(5) 総合防災訓練・地域防災訓練【指摘・評価あり】

佐世保市が行っている総合防災訓練・地域防災訓練について確認した。佐世保市総合防災訓練は、大規模災害発生を想定し、「連携した救助・救護活動」「ライフライン等の復旧活動」「防災ボランティア活動」及び「防災に関する展示」などを実施することで、防災意識の高揚及び災害時における「自助」「共助」の精神の普及を図ることを目的としている。概ね適切に対応している一方で、訓練の実施促進について課題が見受けられた。

なお、指摘・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

7 自主防災組織の育成に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

防災の訓練に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画・関連法令等

防災の訓練に関する関連計画・法令の内容について確認した。

(3) 実施内容・監査等【意見・評価あり】

佐世保市が行っている自主防災組織の育成について確認した。佐世保市の具体的な取り組みとして、例えば、自主防災組織の結成促進や、自主防災会防災訓練マニュアルを配布し、自主防災会による防災訓練の企画、実施を支援している。概ね適切に対応している一方で、自主防災組織を増やす取り組みや研修のあり方について課題が見受けられた。

なお、意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

8 防災知識の普及に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

防災知識の普及に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画等

防災知識の普及に関する関連計画・法令の内容について確認した。

(3) 実施内容・監査等【意見あり】

佐世保市が行っている防災知識の普及について確認した。佐世保市の具体的な取り組みとして、例えばSNSやチラシを活用した周知活動をしている。概ね適切に対応している一方で、SNSの活用や防災教育のあり方について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

9 避難行動要支援者に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

避難行動要支援者に関する計画に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画等

避難行動要支援者に関する計画に係る関連計画・法令の内容について確認した。

(3) 実施内容・監査等【指摘・意見・評価あり】

佐世保市が行っている避難行動要支援者に関する計画について確認した。概ね適切に対応している一方で、避難行動要支援者に対する周知や個別避難計画を作成のあり方、計画作成における佐世保市の支援のあり方等について課題が見受けられた。

なお、指摘・意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

10 要配慮者に対する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

要配慮者に対する計画に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画等

要配慮者に対する計画に関する関係計画・法令の内容について確認した。

(3) 実施内容・監査等【指摘・意見あり】

佐世保市が行っている要配慮者に対する計画について確認した。佐世保市の具体的な取り組みとして、例えば、外国人に対する周知活動

を行っているが、概ね適切に対応している一方で、佐世保市で作成しているパンフレットの改善や表示板の整備について課題が見受けられた。

なお、指摘・意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

1 1 ボランティアに関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画の内容

ボランティアに関する計画に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画等【意見あり】

ボランティアに関する計画について関連計画や法令の内容について確認した。佐世保市の具体的な取り組みとして、例えば、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会、日本赤十字社を通じて、各団体の連絡体制を確立するが、概ね適切に対応している一方で、佐世保市地域防災計画の内容や災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座開催について課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

1 2 情報収集伝達に関する計画

(1) 佐世保市地域防災計画

情報収集伝達に関する計画に関する佐世保市地域防災計画の内容について確認した。

(2) 関連計画等

情報収集伝達に関する計画について関連計画や法令の内容について確認した。

(3) 実施内容【意見・評価あり】

佐世保市が行っている情報収集伝達に関する計画について確認した。佐世保市の具体的な取り組みとして、例えば、ポータルサイトの運用が行われているが、概ね適切に対応している一方で、手法の選別について課題が見受けられた。

なお、意見・評価については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

第6章 原子力施設の原子力災害対策

第1 災害予防対策

1 原子力事業者の防災業務計画の作成等

「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の内容について概観した。

2 情報の収集及び連絡体制等の整備【意見あり】

佐世保市は、国、長崎県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための取り組みについて確認した。概ね適切に対応している一方で、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の周知といった課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

3 災害応急体制の整備

佐世保市は、「災害警戒本部対応の手引き」を作成しており、警戒態勢をとるために必要な体制等の整備等を行っていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

4 避難受入れ活動体制の整備【意見あり】

佐世保市は避難受入れ活動体制の整備を行っていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している一方で、研修内容や「原子力防災のてびき」の内容に課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

5 緊急輸送活動体制等の整備

佐世保市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図っていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

6 避難退域時検査の実施体制の整備【意見あり】

佐世保市は、国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づき、長崎県及び佐世保市は、必要な人員の確保を行うとともに、資機材の整備に努めていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応しているが、「災害時等の医療救護活動に関する協定書」の形骸化防止という課題が見受けられた。

なお、意見については報告書末尾の「意見等の一覧表」記載の通りである。

7 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等

佐世保市は、長崎県と連携して応急措置等の実施に必要な救急・救助用資機材、救急自動車等の整備に努めていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

8 住民等への的確な情報伝達体制の整備

佐世保市は、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、体制を整備していることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

9 行政機関、学校等の避難計画等

佐世保市は、退避にあたっては避難先等を住民等へ周知し、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとし、また、原子力災害時における生徒等の安全を確保（臨時休校の措置等）することとしているため、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

1 0 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

佐世保市は、国、長崎県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を行っていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

1 1 防災業務関係者の研修

佐世保市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用して、人材育成に努めていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

1 2 防災訓練等の実施

佐世保市は、国、長崎県、長崎県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定していることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

1 3 災害復旧への備え

佐世保市は、災害復旧に資するため、国及び長崎県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を行っていることから、その内容について確認した。概ね適切に対応している。

第 4 部

総括

第1章 全体的な評価・意見

1 防災・減災に関する事業に関する財務・事務執行について

財政については、佐世保市全体の予算のほか、防災危機管理局を中心に関係部局の予算について資料提供を受けた。

既存の予算執行について、法令に明確に違反するようなものは見当たらず、これは評価できる。佐世保市の発展や将来的に災害に強い街作りは不可欠である一方、佐世保市の財政が厳しい上に、その好転が容易に見込めないことを考慮すると、予算の配分にあたり、支出の見直しや行政改革を通して、十分な予算の確保を検討していただきたい。

2 将来における防災・減災に関する施策の方向性について

今後、少子高齢化に伴い、人口の減少がますます進んでいくと考えられる。そして、核家族化などの影響により地域のつながりの希薄化等が進んでいくことも想定される。そのため、地域における防災・減災の対策において、行政の役割がますます重要となっている。

佐世保は災害が少ないというイメージがあるかもしれないが、例えば大雨強風は毎年のように発生しているし、地震も将来発生する可能性は否定できない。そのため、万が一を想定し、入念に対策を検討していただきたい。また、防災・減災に関する施策は長崎県、国などが関与するものも多く、佐世保市だけの判断で進めることができないことが含まれるものの、佐世保市から主体的に情報提供を求めるなど積極的な意欲が求められる。そういった対策を十分に行い、広く発信することで、佐世保市が安全なまちであることが周知され、佐世保市への人口流入、佐世保市全体の活性化につながることを想定できる。

第2章 意見及び評価等

防災・減災に関する財務・事務執行につき、法令、大綱等内規等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

7件の指摘、38件の意見、14件の評価を呈示した。なお、区分について【評価・意見】としている部分については、1つあたり評価1件・意見1件と計上している。

本件の監査を通じて、防災危機管理局をはじめ関係各所にて、防災・減災をより推進するため、適切な支出の努力が垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

令和6年度佐世保市包括外部監査報告書 意見等の一覧表

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
1	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第4章 佐世保市における防災・減災に関する施策の概要と担当部局	1 防災危機管理局の職務分掌と財務内容	51	意見	佐世保市は、災害の発生に備え、近隣自治体や各種民間団体と締結しているものの、主として物資の準備・移動、インフラ整備に関する協定に限られ、被災住民に対するサービスという視点での協定は締結できていない。例えば、他の自治体では、弁護士会との間で、豪雨や地震等の自然災害が発生した場合に、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図るため、弁護士による相談や有益な法的情報の提供、災害に備えて平時から連携強化（勉強会や意見交換等）に努めることを内容とする協定を締結している例がある（福岡県久留米市、兵庫県内の各市など）。自然災害はいつ発生するか分からないという特性から、速やかに協定を締結する必要があることから、佐世保市（防災危機管理局）が主体となって、積極的に、速やかに協定締結を進めるべきである。 また、他の分野のサービスの点でも被災住民の支援に資する協定があり得るので、速やかに調査研究の上で、協定締結を進めるべきである。
2	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	59	意見	二級河川の整備や維持管理が長崎県の事業であり、佐世保市が整備作業を行わないとしても、河川の状況は近隣住民にとって重要な関心事であるから、佐世保市としては、随時の問合せにとどまらず、定期的に整備状況等の情報は取得しておくべきであり、取得した情報や資料は適切に整理・保管すべきである。取り急ぎ、長崎県に対して、定期的な情報提供の申し入れは行うべきである。
3	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	63	意見	台風・豪雨により河川が氾濫等をする危険性は一般市民について重要な関心事であるから、準用河川や普通河川の巡視結果や伐採等の対応結果は、定期的に佐世保市のホームページなどで公表すべきである。
4	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	63	意見	浚渫や伐採の必要箇所を把握するためには、市役所職員の巡視だけでは不十分である。佐世保市から周辺自治会などに積極的に情報提供を求める体制作りが必要である。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
5	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	67	評価	洪水ハザードマップは、佐世保市のHP等において、常時アクセス可能となっているものの、特に高齢者等災害弱者の情報格差（（デジタルデバイド）インターネットやコンピュータといった情報技術へのアクセスや利用の程度によって生じる社会的な格差をいう。）を是正するためには、印刷物の配布が不可欠である。佐世保市では、作成した洪水ハザードマップを関係各所に配布するのみならず、各町内会等を通じて周辺の各世帯へ直接配布を行うなど、情報格差是正の取り組みを積極的に行っている点は高く評価できる。今後も、高齢者等災害弱者の情報格差是正の取り組みを継続していただきたい。
6	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	71	評価	海岸施設老朽化対策事業の実施において、画一的な処理を施すのではなく、該当施設の利用状況等のヒアリングを行った上で利用状況に適切な施行方法を選択しているのみならず、利用実態が無い施設を完全に閉鎖するなど、安全性のみならず経済性にも配慮をしている点は評価することができる。
7	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	76	指摘	重要水防区域は、洪水等の災害が発生した場合、溢水、浸水、決壊等甚大な被害が想定される区域である。選定過程に係る資料(議事録等)は、責任の所在を明らかにすることは勿論の事、重要水防区域の選定方法等について事後的な検証を行うために不可欠なものであるから、協議会の開催後には必ず佐世保市として議事録を取得すべきである。また、これらの資料は「文書」（佐世保市文書規程第3条第1号）に該当するところ、「紙文書は常に整然と分類し、必要なときに直ちに取り出せるように整理するとともに、紛失、盗難等を防止しなければならない」「電子文書を構成する電磁的記録は常に整然と分類し、必要なときに直ちに検索できるように整理するとともに、漏洩、誤消去等を防止しなければならない」（同規程第29条）とされている。かかる重要な資料については、所轄部署において適切な管理が必須であるから、問題点の検証・対策を検討されたい。
8	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 水害予防計画	89	意見	佐世保市では、ため池ハザードマップ作成に際して協議会は開催していないとのことであるが、内容の妥当性、作成プロセスの透明性・適切性を確保するためには、地域住民や関係機関、有識者などによる協議会を設置すべきであり、すみやかに設置に向けた準備を始めるべきである。また、協議会を設置するにあたっては、規則・手続きの整備や議事録等の資料の管理・保管など、細部に至るまで検討して頂きたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
9	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	104	意見	老朽空き家の調査により973件の老朽空き家があったとのことである。上記老朽空き家のうち、とくに優先して指導すべき危険な物件を抽出することは効率的な行政運営のために必要である。ぜひ管理不全空き家の定義を確定した上で、整備を進めていただきたい。
10	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	105	評価	佐世保市大規模盛土造成地マップは、当該区域が危険かどうかを判断する物ではないが、市民の災害の未然防止など防災意識を高めるために資するものであり、市民への有益な情報提供として評価できる。
11	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	107	意見	学校敷地内・通学路沿い及び社会福祉施設等のブロック塀等に関しては、適切に安全対策がなされていることが確認できた。都市整備部管轄の市内のブロック塀等に関しては、上述のとおり、2018（平成30）年発生の大阪北部地震での事故を受け、適切なブロック塀の構造等に関しホームページ上で周知・啓発を行ったとのことである。 しかしながら、これにより市内の危険なブロック塀がどの程度改善されたかは不明である。佐世保市ではその地形の特性から、擁壁などの上にブロック塀が設置されているなど、危険なブロック塀の存在が多数予想される。また、大阪北部地震発生から20年近くが経過しているところ、ブロック塀は積極的に建て替えるものでもないため、危険なブロック塀の老朽化はさらに進んでいるものと考えられる。 よって、市の危険なブロック塀の把握とともに、危険解消の取組を行っていただきたい。たとえば、再度ホームページに危険なブロック塀の点検方法や補修方法をわかりやすく掲載するとともに、地域防災組織と連携し、危険箇所を点検するなど、市全体の防災力を向上するような取組を検討していただきたい。
12	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	110	意見	管路更新率が低いのは全国的な課題である。水道管路の老朽化は、地震時にひび割れが大きくなるなどして、道路の崩落につながるなど大事故につながりかねない。また、平時でも水道管の劣化が原因とみられる道路の陥没事故は全国的にも数多く発生している。早急に予算を確保して更新を行うとともに、自治体間で連携し、事故事例やデータを共有するなどして、また他自治体の取組も参考にしながら対策を進めていただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
13	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	111	意見	耐震工事が完了しているかどうかは入居している市民、入居を検討している市民にとって重要な関心事である。耐震工事未完了の市営住宅については、耐震工事の完了の事実や建物の耐震性・安全性（どの程度の震度に耐えられるか等）を市民が容易に情報にアクセスし参考とできるよう、ホームページのわかりやすいところに速やかに公開することなどを検討されたい。
14	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	2 地震災害予防に関する計画	113	評価	消防用車両等の整備、消火栓の維持管理や消防水槽の耐震性能に関する整備状況はおおむね良好である。
15	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	115	意見	風害は、風によって引き起こされる災害全般のことであり、主に台風・低気圧による強風、竜巻やダウンバースト、塵旋風などによる突風が原因となる。 風害には雨を伴うことが多く、風害と水害の被害を分けることは難しく、風水害とすることも多い。風害に関連する災害としては、沿岸部で高潮が誘発されるなどのことがある。これらのことから、風害対策、水害対策、高潮対策では重複する対策が多くなる。現に、今回の監査にあたり、監査人より資料の提出等を求めた結果、実施内容は重複するものであった。このことからすると、地域防災計画の項目立てについて再考することも考慮に入れていいのではないかと思料する。 なお、風害だけに特有というわけでもないが、風害では農作物への被害が大きくなる傾向にある。このため農作物に関しての計画が必要かとも思われるが、この点については、主に県北振興局等が対応しているようであり、佐世保市として対策すべきかどうか、仮に対策するとしてどのような対策をするべきなのかについても再考する必要があるのではないだろうか。 その際に、県北振興局や農協でどのような対応をしているのかを知らなければ佐世保市として対策すべき内容を検討することはできないため、「県北振興局や農協が指導している」だけでなく、具体的にどのような指導を行っているのかを把握することが望ましい。
16	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	119	評価	佐世保市は温暖地であり積雪が比較的少ないが、地形的な特徴として山間部も多く、また、傾斜地も多い。したがって、一度降雪すると積雪による被害が拡大する恐れも大きく、雪害予防対策も重要であると考えられるところ、概ね計画通りに実施されており評価できる。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
17	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	124	指摘	地域防災計画は、地域防災の根幹となる計画であり、その計画上の数値が実際と齟齬しては、計画そのものが意味をなさないものになりかねない。早急に、実情と地域防災計画の整合性がとれるよう修正していただきたい。
18	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	126	指摘	本事業については、長崎県が主体となって実施していることから、佐世保市はその詳細を把握していないとのことである。しかし、佐世保市地域防災計画における計画目標には、長崎県と協力して事業を推進すると定められているのであるから、佐世保市としても、状況を問合せ、関係資料を収集するなど、長崎県による事業実施状況の把握に努めるべきである。
19	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	126	意見	佐世保市は、土石流警報装置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等についても把握をしていないとのことである。しかし、昭和42年7月豪雨（いわゆる「佐世保水害」）等の災害によって土石流が発生した場合には市民の生命身体に対する重大な危険が生じる蓋然性が極めて高いのであるから、土石流警報装置、レーダー雨量計の設置及び整備状況等重要な情報については長崎県とも情報を共有した上で、佐世保市としても有事の際に迅速に対応が可能となるよう努めるべきである。
20	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	127	意見	本事業については、長崎県が主体となって実施していることから、佐世保市はその詳細を把握していないとのことである。しかし、佐世保市地域防災計画における計画目標には、長崎県と協力して事業を推進すると定められているのであるから、佐世保市としても、状況を問合せ、関係資料を収集するなど、長崎県による事業実施状況の把握に努めるべきである。 佐世保市は北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有しており、実際に、1986（昭和61）年には佐世保市小舟町において大規模な地すべりが発生しているのであるから、本事業の実施主体である長崎県とも情報を共有した上で、他の行政地区の取り組みも参考しつつ、地すべり等防止のための具体的な施策を実施していただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
21	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	134	意見	佐世保市は北部地区を中心として全国有数の地すべり地帯を有している上に、土砂災害はその性質上、一度災害が発生した場合には甚大な被害が生じかねないため、地域住民の関心も高いと考えられる。作成手続きの適正・透明性の確保の点からも、土砂災害ハザードマップ作成の際には、協議会を開催することとし、地域住民を含む関係各所の意見を十分に聴取した上で、土砂災害ハザードマップの質の向上を図るべきである。また、その際の議事録等を作成すべきである。
22	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	134	指摘	土砂災害ハザードマップ作成及び更新の資料は存在しないとのことであるが、土砂災害の危険性を適切に反映させ、また、事後的な検証を行うためには、その作成及び更新に係る資料は不可欠である。佐世保市には、土砂災害ハザードマップの作成及び更新に係る資料を適切に収集保管するよう努めていただきたい。また、これらの資料は「文書」（佐世保市文書規程第3条第1号）に該当するところ、「紙文書は常に整然と分類し、必要なときに直ちに取り出せるように整理するとともに、紛失、盗難等を防止しなければならない」「電子文書を構成する電磁的記録は常に整然と分類し、必要なときに直ちに検索できるように整理するとともに、漏洩、誤消去等を防止しなければならない」（同規程第29条）とされている。かかる重要な資料については、所轄部署において適切な管理が必須であるから、問題点の検証・対策を検討されたい。
23	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	135	意見	災害弱者である高齢者等の情報格差（デジタルデバイド）是正のためには、インターネット上の掲載のみならず、土砂災害ハザードマップの印刷物の配布が不可欠であると考えられるところ、体調地域に過不足なく印刷物が配布されているかを確認するためには、配布状況に関する資料が不可欠である。佐世保市としても、対象地域に適切な冊数の印刷物が配布されるよう留意するとともに、土砂災害情報に係る情報格差是正のための具体的な施策を講じていただきたい。
24	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	145	評価	佐世保市は、2023（令和5）年4月1日現在の世帯数は、10万2965世帯であり、96世帯以上の世帯を調査すべきことになる。この点、佐世保市では296世帯の調査を行っており、また、その方法も過度な負担なく効率的なものといえ、その点は評価できる。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
25	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	146	意見	消防イベントや各種講習会にすべての市民が参加するわけではない。そうすると、火災警報器の未設置世帯を取りこぼしてしまう可能性もある。毎年戸別訪問を行う（少なくとも、訪問する地域・周期の規則を定め、数年に一度のスパンで戸別訪問を行う）ことを検討していただきたい。
26	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	149	意見	一つ目の研修はグループホームが対象であるが、現時点で佐世保市内にはグループホームが約60事業所存在するようである。参加事業所が半数にも満たない原因を検証し、防火管理者等の育成につきより多くの受講者が参加し、実効性を確保した研修ができるようにすることが望ましい。 なお、市担当部署によると、2022（令和4）年度に佐世保市グループホーム連絡協議会を通じて開催方法に対するアンケート調査を行い、できる限り多くの事業所が参加しやすいように日程や時間帯等についての配慮を行い、研修後もアンケート調査を行い次回の運営の参考としているとのことである。しかし、参加事業所が半数にも満たない現状である以上、参加者が興味を持つ研修の内容の再考等も含めて実効性を確保すべきと思料する。 また、2023（令和5年）度は、グループホーム及び小規模多機能ホームを対象とした研修が行われているが、社会福祉施設はその他にも多くあることから、その他社会福祉施設も対象とした研修を今後も積極的に企画していくことが望ましい。
27	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	156	評価	両連絡協議会とも年間を通じて活動しており、また、その内容も各連絡協議会の目的に沿うものであり評価できる。
28	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	3 その他の災害予防に関する計画	156	意見	今後も各連絡協議会が形骸化しないように、佐世保市においても、連絡協議会交付金交付要綱第9条に基づく調査を毎年行い（少なくとも数年に1度程度の周期で定期的に行う）ことを検討していただきたい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
29	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	5 気象伝達に関する計画	178	意見	監査人より「キキクル」「雷ナウキャスト」及び「竜巻発生確度ナウキャスト」等の佐世保市民の認知度や当該サイトの普及率について佐世保市が把握しているか質問をしたが、特に把握していないとのことであった。当該サイトは気象庁ホームページのサイトであり、佐世保市が直接運営するものではないが、当該サイトの普及率を把握できるように、定期的な問い合わせ等の調査をしていただきたい。また、当該サイトに関して普及に向けた啓蒙活動等については、佐世保市防災ポータルに関連サイトリンク集に掲載しているのみであるとのことであった。そうであれば、まずは、佐世保市防災ポータルの啓蒙活動が重要になる。目標数値を設定のうえ、その普及率の把握等を行い、実効的な啓蒙活動を進めることが望ましい。
30	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	6 訓練に関する計画	186	評価	佐世保市総合防災訓練は、関係機関が災害対応における実効性のある活動を確認することも目的の一つである。共同での訓練を通じ、各自の役割を確認することで、実効性のある活動を確認することができ、有用な訓練であるといえる。また、同訓練に市民も入場できるとすることにより、市民の防災意識高揚にも資するものであり、この点も評価できる。 そして、訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点なども記録として残されているようであり、今後、さらに有用な訓練となっていくことを期待する。
31	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	6 訓練に関する計画	191	指摘	訓練実施数が5～6地区程度で推移し、2023（令和5）年度の目標値の半数の状況である。地区防災訓練を実施していない地区自治協議会に聞き取り調査を行うなどして早急に問題点・課題を検証し、佐世保市地域防災計画などに対応を盛り込むべきである。広報の点では、地区自治協議会が主催を検討できるよう、より、地区防災訓練の実施の広報拡充を検討することが望ましい。また、その際佐世保市防災訓練支援助成金交付要綱に基づき佐世保市防災訓練支援助成金が交付されることなども併せて広報することが望ましい。
32	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	7 自主防災組織の育成に関する計画	206	意見	自主防災組織は、毎年少しずつ増加しているようではあるが、組織率目標を達成できるよう、現状の課題・問題点を検証し、具体的な対応策を各計画やマニュアルに盛り込むべきである。今後も、自主防災組織の必要性を周知したうえで積極的に結成を促進していくことを期待する。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
33	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	7 自主防災組織の育成に関する計画	207	評価	概ね計画通りに実施されており評価できる。
34	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	7 自主防災組織の育成に関する計画	208	意見	自主防災組織結成後には、同組織が形骸化することのないよう、積極的に自主防災広報誌の発行及び自主防災研修会等を開催することが望ましい。また、自主防災会の活動状況を毎年報告させる、自主防災会に対してアンケートを実施するなどして、より活動実態の把握に努めるべきである。その結果、自主防災会として活動があまりなされていない組織に対しては、具体的な活動方法を情報提供すること等により活動を活性化させることも検討すべきである。
35	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	8 防災知識の普及に関する計画	214	評価・意見	普及事項につき、計画通り普及活動が進められており、一定の評価ができる。 なお、ハザードマップについては、ホームページ以外に配布も行われており、市民への周知も進んでいるものと思料する。ハザードマップは常に最新のものを市民が利用して初めて意味があるものであるため、改めて、SNS等を活用することにより市民へ効果的に周知することが求められる。
36	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	8 防災知識の普及に関する計画	214	意見	防災の基本は、市民一人一人が自らの居住地の災害特性を把握し、適切な避難行動をとるなど、「自分の命は自分で守る」ことであり、市民自らが防災について考え、備え、行動することが重要である。したがって、多くの市民に防災の学習や体験する場を提供するとともに、次世代を担う小中学生などの子どもに対して防災教育を実施するために、防災学習センターなどを整備することを検討することが望ましい。小中学生に対して防災教育を実施することは、市民への啓発活動として大変意義のあることと考えられ、また、佐世保市国土強靱化地域計画では、災害による被災者をなくすため、子どもを通じて、家庭や地域などで防火防災意識の向上を図る必要があることから、防火・防災意識の向上を図るため、学校において、家庭や地域との連携した防災教育の取組や自主的な取組の拡大に努めることを対策として計画していることからすると、防災教育の一環として、防災学習センターを活用することなどもできると思料する。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
37	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	8 防災知識の普及に関する計画	214	意見	普及活動の結果を検証し、その方法の相当性を再考するために、佐世保市民へのモニターアンケート等を通じ、住んでいる地域の想定されている災害の認知度やその他佐世保市の施策等の認知度を調査することも有用であると思料する。
38	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	8 防災知識の普及に関する計画	219	評価	S N S を利用した広報等も含めて積極的に広報を行っており評価できる。
39	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	234	意見	佐世保市では、必要に応じて、避難行動要支援者の対象となる者に当制度の案内を行うとともに、広報誌や市のホームページの掲載により制度を周知している。 要支援者は、自分が支援を必要とする状況であるか自己判断が難しいことも多いとのことである。したがって、当制度をホームページ等で広く周知することの継続に加えて、引き続き居宅介護支援事業所などの要介護者の方と日ごろ接点がある機関、障がい者相談支援センターなど障がいのある者と日ごろ接点がある機関、地域包括支援センターなどの高齢者の方と日ごろ接点がある機関、民生委員等に協力を仰ぎ、個別で対象となりうる者に情報提供を行っていくことが望ましい。
40	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	234	評価・意見	佐世保市では、要支援者が名簿作成に同意するか否かにつき、定期的に制度対象者全員を調査するルールにはなっていない。一方で、明確なルールはないものの、上記のとおり、1年に1度は状況の変化に応じ意向確認を行っており、この点は評価できる。 今後は、確実に名簿がより最新の状況に近くなるよう上記をルール化するとともに、要支援者の状況は随時変化するため、一定の年数を定めて制度対象者全員を調査すべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
41	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	238	指摘	個別避難計画の作成は災害対策基本法第49条の14により、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、佐世保市長に作成の努力義務が課せられているものである。避難行動要支援者名簿には2024（令和6）年3月末時点では4642名登録されており、2022（令和4）年度末の状況ではあるが、そのうち個別避難計画作成の重要度高い者は320名である。そして、2023（令和5）年度には、80件の個別避難計画が策定されている見込みであったが、現状は、その20%にも満たない状況である。 災害発生時に適切な援護を行うためにも、引き続き関係者の協力を得られるように個別避難計画作成の趣旨の啓発活動を行い、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除いて、同計画の作成に向けて努力することが望まれる。 優先度が高いと判断した避難行動要支援者につき、期限（年度ごとではなくて、月ごとなどの短期間の期限）や数値目標を設定して常に進捗を確認する、市の職員だけでは人手が足りない場合には福祉専門職と委託契約を締結するなど、早急に個別避難計画作成を進めるべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
42	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	240	意見	社会福祉施設等では、自力では歩行できない高齢者や障がい者、又は、児童が入所あるいは通所しており、これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり介助が欠かせないため、災害時に被害を最小限に抑えるためにも、防災設備の整備や、災害時行動マニュアルを作成することは重要である。ここで、「災害時行動マニュアル」について、地域防災計画上では、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めるものと規定されているが、市では、避難確保計画と同義のものとして整理しているとのことである。 佐世保市が定める「災害時行動マニュアル」が、そもそも何を想定しているものかあいまいである点に問題があると思料されるが、仮に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づく非常災害対策計画だと仮定すると、避難確保計画と比較すると、非常災害対策計画に、避難確保を図るための施設の整備、防災教育及び訓練の実施についての事項を含めて作成することで、双方の計画を作成したとみなすことが可能であるといえる。逆にいうと、避難確保計画の作成のみを行った場合、施設等の立地条件、関係機関との連携体制などの項目に不備が生じる可能性がある。 そうだとすると、避難確保計画と非常災害対策計画は別に計画策定率を把握するあるいは、同義のものととらえるとしても、その避難確保計画には、施設等の立地条件等についての記載があるかどうかを確認することが必要になる。 したがって、市は、各事業所から定期的に避難確保計画等の提出を受け、当該事業所の立地する地域の実情等を踏まえた内容となっているか確認・検証し、不備があれば是正指導を行う必要がある。 なお、市は、各事業所に対する実地指導時には、具体的計画内容を確認しているものと思料されるが、その際に、必要な防災設備や計画の内容の適切性についても助言を行うことが望ましい。 また、新規に事業所を設置するなどの場合には、計画作成時に市がサポートするなどの施策を行うことが望ましい。
43	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	241	意見	佐世保市では、社会福祉施設等が避難訓練を実施する際に、何らの支援を行っていないとのことである。まずは、佐世保市として、各施設の避難訓練の実施状況についてアンケートなどで把握すべきである。また、避難訓練における計画の活用方法、施設外の避難場所への避難訓練、地域と連携した避難訓練など多種多様な避難訓練を定期的 to 実施するよう指導等行うことが望ましい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
44	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	242	意見	誰もが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合える社会（共生社会）を実現するためには、社会的障壁（日常生活や社会生活において障害者の活動を制限したり、社会への参加を制約したりしていること）を取り除いていく必要がある。2024（令和6）年4月に障害者差別解消法が改正され、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めている。そこで、佐世保市としても、合理的な配慮として、程度に応じた対応をご検討いただきたい。
45	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	9 避難行動要支援者に関する計画	242	意見	災害時の避難においては、高齢者・障がい者だけではなく、妊産婦や乳幼児にも大きな心身の負担が生じる。オムツやミルクなどの準備はもちろん、妊産婦・乳幼児への配慮が行き届いた避難所運営（妊産婦が休みやすいように個室や横になれる設備を準備する、乳幼児が泣いたり騒いだりしても大丈夫な場所、落ち着いて授乳でき、おむつ替えが気兼ねなくできる場所を確保をする等）ができるように、過去の被災自治体にヒアリングするなどして需要・対策の情報収集を行い、佐世保市地域防災計画に記載を盛り込むべきである。
46	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	10 要配慮者に対する計画	247	指摘	目標値は、145避難所であるが、2023（令和5）年度の段階では達成できていない状況である。早急に問題点・課題を検討し、その結果や対応策を各計画・マニュアルに盛り込むとともに、予算を確保し、早急に達成できるよう努めるべきである。
47	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	10 要配慮者に対する計画	248	意見	佐世保市地域防災計画では、「パンフレット及び防災マップ等を作成する際には、外国語を併記するなど市民居住の外国人にも配慮した記載にするよう努める」とされている。確かに防災ポータルでは16言語に対応しているが、防災ポータルは主に災害が発生した際の情報伝達手段であり、災害が発生する前に避難行動等を確認するための情報は、外部リンクにとんでおり、その先は、英語等の主要な外国語には対応しているものの、多言語には対応していないホームページがほとんどである。また、佐世保市で作成しているパンフレットとしては、災害時の避難行動シートがあり、防災マップ等としてはハザードマップがあるが、いずれも外国語は併記されていない。これらにつき早急に対応することが望ましい。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
48	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 1 ボランティアに関する計画	250	意見	佐世保市地域防災計画では、計画の推進につき、社会福祉協議会、保健福祉部、市民生活部が担うこととなっている一方、佐世保市国土強靱化地域計画では、保健福祉部所管となっている。 災害ボランティアセンターを社会福祉協議会が運営していることから、社会福祉協議会が災害ボランティア活動に必要な人材を確保するなど主体的には社会福祉協議会が施策を実施していくことになろうかと思われる。 その場合に、保健福祉部や市民生活部が各々どのような役割を担うのか、どのように連携を進めていくのかを具体的に検討し、防災計画にも記載することが望ましい。 なお、併せて施策の実施主体として保健福祉部及び市民生活部の双方が必要であるのか、施策の実施主体に関する整理を行うことも必要かと考えられる。
49	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 1 ボランティアに関する計画	251	意見	佐世保市地域防災計画では、「災害発生時におけるボランティア受付窓口の設置やボランティアコーディネートについて、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク連絡協議会を中心に各団体と協議するものとする」と計画されているところ、どのような協議が現在までに行われたか不明である。協議が行われている場合には、議事録や報告書などを整備し、取り組みの内容を報告・検証出来るようにすべきである。 また、例えばボランティアコーディネートにつき、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を社会福祉協議会で開催するなど、具体的な施策を協議していくべきである。
50	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	1 2 情報収集伝達に関する計画	255	評価	情報収集伝達システムの構築については、おおむね計画通りに推進されており評価できる。今後は、この状態を維持・管理しつつ、必要があれば最新の情報収集伝達システムに更新していくなどしていく必要がある。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ （本編）	区分	評価・意見内容
51	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	12 情報収集伝達に関する計画	256	意見	住民への配信としては、防災無線のほかは、住民向け防災ポータル、Yahoo! 防災速報、登録制メール、緊急速報メール、市SNS、FMさせば等である。 主に携帯電話により市民が情報を受信するものが多く、今後、利用者のニーズに重複が生じてくる可能性もある。緊急情報伝達手段を複数確保することは重要であるが、利用者ニーズが重複するもの（登録制メールと市SNS等）については、今後、時代の流れに合わせて利用者数が多いサービスに注力し、最終的なサービスの統廃合も視野に検討していくことが望ましい。
52	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第5章 佐世保市における具体的な取り組み	12 情報収集伝達に関する計画	256	評価	佐世保市では、一般世帯であれば佐世保市内に住民票があり、かつ居住している世帯であれば、特にその他の条件はなく戸別受信機を貸与することができる（佐世保市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第3条）。また、聴覚障害を理由として身体障害者手帳を持っている者がいる世帯用の文字表示型の戸別受信機も貸与の対象である。貸与の対象を限定しておらず、幅広い市民が情報伝達手段を確保することができ、評価できる。 また、戸別受信機貸与制度の周知については、市のホームページでの情報提供のほか、①制度開始時の市内全世帯への案内郵送、②市広報誌への定期的掲載（2023（令和5）年度6月、8月、3月）、③転入時手続案内文書への掲載、④講習会等での周知、⑤町内会放送の活用など幅広く行われており、この点も評価できる。
53	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第6章 原子力施設の原子力災害対策	2 情報の収集及び連絡体制等の整備	272	意見	「放射線モニタリング情報共有・公表システム」は原子力規制委員会が運営しているものであるが、避難住民をはじめとする多くの佐世保市民にとっては有益な情報であるが、その一方で十分に認知がされていないものと考えられる。佐世保市が実施する研修でも「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を周知するとともに、配布物（パンフレット・ポスター等）を作成する場合には、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」のホームページのURLやバーコードを大きく記載し、佐世保市民への周知を進めていただきたい。
54	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第6章 原子力施設の原子力災害対策	2 情報の収集及び連絡体制等の整備	276	意見	災害用伝言サービスは災害時の安否確認等のために有益なものである。サービスの利用体験は防災週間等のほか、各地域で開催される防災訓練の際にも可能となる場合があることから、佐世保市民を対象とした研修や訓練の際に体験利用を盛り込み、災害時の混乱を防ぐ手立てを行うべきである。

No.	記載箇所（部）	記載箇所（章）	記載箇所	ページ (本編)	区分	評価・意見内容
55	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第6章 原子力施設の原子力災害対策	4 避難受入れ活動体制の整備	294	意見	佐世保市は「原子力防災のてびき」を作成し、地域住民に周知を行っている。もっとも、国際色豊かな佐世保市においては多様な国・地域から来た外国人が暮らし、また多くの外国人観光客が佐世保市を訪れている。そのため、英語・中国語など主要な外国語に翻訳した同内容の手引きを作成すべきである。また、市内の大学・観光協会・米軍基地・飲食店等を介して配布（冊子だけでなくデータ配布を含む。）するほか、ホームページやSNSも活用し、広く情報提供を行うべきである。
56	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第6章 原子力施設の原子力災害対策	4 避難受入れ活動体制の整備	295	意見	屋内退避や避難により、大人だけでなく子ども達の生活も一変することになり、事情を多く理解できないまましていると大きなストレスが生じかねない。「原子力防災のてびき」は専ら大人向けのものであるから、佐世保市教育委員会とも協議して内容や表現を精査し、子ども達に向けたパンフレットも作成・配布すべきである。
57	第3部 佐世保市における防災・減災の施策	第6章 原子力施設の原子力災害対策	6 避難退域時検査の実施体制の整備	296	意見	「災害時等の医療救護活動に関する協定書」によると、佐世保市医師会は医療救護活動を円滑に行うための医療救護計画を作成・提出することになっている。医師・看護師が減少した場合に体制を維持できるか、新型コロナウイルス感染症などの感染症が蔓延している状態でどのように対応するかといった問題は常に発生するので、医療救護計画は見直しの期間を定め、定期的に作成・提出を求めるべきである。